

世田谷区認知症とともに生きる希望条例（案）と全国的な動向について

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと路地）

1. 世田谷区認知症とともに生きる希望条例（案）

世田谷区は、第三回定例会に標題の議案を提出する。条例案はまだ公表されていないが、素案は以下のとおりである。条例前文では、『「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。』としている。

区が実施した骨子案にたいするパブリックコメントの実施結果は以下のとおりであった。

- ・合計意見件数 116 件
- ・意見提出人数 71 人

意見件数 116 件の内訳は以下のとおり。

【内訳】

- (1) 条例全体に関する事 (20件)
- (2) 条例の名称に関する事 (1件)
- (3) 基本理念に関する事 (4件)
- (4) 区の責務に関する事 (1件)
- (5) 区民の参加に関する事 (2件)
- (6) 地域団体の役割に関する事 (1件)
- (7) 関係機関の役割に関する事 (1件)
- (8) 事業者の役割に関する事 (1件)
- (9) 区民等の理解の推進に関する事 (14件)
- (10) 認知症への備え等の推進に関する事 (18件)
- (11) 意思決定の支援等に関する事 (2件)
- (12) 相談及び推進体制の支援に関する事 (4件)
- (13) 医療及び介護等の支援に関する事 (15件)
- (14) 地域づくりの推進に関する事 (16件)
- (15) 認知症施策の総合的推進に関する事 (7件)
- (16) その他に関する事 (9件)

区民の意見等と区の考え方は参考資料に示した。反対意見はごく少数で、多くは賛成、賛同の意見だったと思われる。条例名称にある「希望」について1件の意見があった。区の考え方は、「条例の名称は、認知症になってからも尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能だという考えのもと、認知症の本人を含む区民参加のワークショップでご意見

を聴き、検討委員会で検討を重ねてまいりました。」というものであった。これは、後で紹介する日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）の「認知症とともに生きる希望宣言」の提言に沿うものといえる。

なお会期は、9月15日から10月16日までである。審議結果が注目される。

■ 世田谷区認知症とともに生きる希望条例（素案）

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/006/003/d00187370_d/fil/jourei-soan.pdf

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策（第9条―第15条）

第3章 認知症施策の推進に関する体制（第16条―第18条）

第4章 雑則（第19条・第20条）

■ （仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望条例（骨子案）の区民意見募集の実施結果

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/006/003/d00184641.html>

■ 「（仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望条例（骨子案）」に対する区民意見募集 意見等と区の考え方

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/006/003/d00184641_d/fil/ikennto-kaitou.pdf

2. 全国の動向

ところで、「認知症条例」の全国的な動向はどうなっているだろうか。インターネットを検索するといくつか全国動向を紹介Webがあるが、浅川澄一氏：福祉ジャーナリスト（元・日本経済新聞社編集委員）の論考を紹介したいと思う。

■ 認知症に当事者視点で取り組む、和歌山県御坊市「画期的な条例」の中身

浅川澄一：福祉ジャーナリスト（元・日本経済新聞社編集委員）（ダイヤモンドオンライン）

○ 「家族中心」から「本人第一」へ認知症ケアの主役が変わった

認知症への関心が高まり、今では、認知症の本人の立場になって考え、ケアに臨む方向が広がりつつある。介護の現場で、「本人第一」「本人本位」という言葉をよく聞くようになった。認知症当事者たちの団体、一般社団法人「日本認知症ワーキンググループ」（JDWG）が発足したのは2014年10月。その後「本人」を強調するために、「日本認知症本人ワーキンググループ」と、「本人」を挿入して改称したほどだ。

同グループは18年11月に、「認知症とともに生きる希望宣言」を発表した。5カ条で

構成され、「認知症になったらおしまいではなく、前を向いて生きていきます」「社会の一員として楽しみながらチャレンジしていきます」「人として当たり前のことが守られているか、私たち本人が確かめ、提案や活動を一緒にしていきます」など、当事者としての思いを社会に訴えた。画期的なことだ。

これまでの認知症に関わる市民活動は、認知症の人の家族が中心になり、どのように医療や介護の手助けを得たらよいかなどが話し合われてきた。残念ながら、認知症の本人の声に耳を傾けることはあまりなかった。

そこへ認知症の当事者たちが立ち上がった。自らの思いを直接アピールする。活動の主役が入れ替わった。

世界で初めて、認知症の当事者がグループを作ったのはイギリス北部、スコットランド。グラスゴーで金融機関に勤務していた中年男性のジェームズ・マキロップさんを中心に、アルツハイマー協会が協力し「スコットランド認知症ワーキンググループ」(SDWG)を2002年に設立した。以降、世界各国で当事者運動が起きはじめ、12年後に日本でも発足した。

介護保険制度とは別に、国が認知症施策をまとめたのが「オレンジプラン」であり、それが「新オレンジプラン」に変わり、昨年6月に閣議決定した「認知症施策推進大綱」に引き継がれた。

○ 認知症条例が続々と施行も 自治体によって内容はさまざま

この動きに呼応するかのように、地方自治体でも認知症の条例作りが相次いでいる。今年4月1日に名古屋市が施行した後、7月に滋賀県草津市、10月に東京都世田谷区がそれぞれ施行予定だ。9つの県市町区で出そろおうが、認知症への向き合い方にはかなりの温度差がある。

認知症の条例

施行時	自治体	条例名
2018年4月	兵庫県神戸市	認知症の人にやさしいまちづくり条例
4月	愛知県大府市	認知症に対する不安のないまちづくり推進条例
9月	愛知県設楽町	認知症の人にやさしい地域づくり基本条例
12月	愛知県	認知症施策推進条例
2019年4月	和歌山県御坊市	認知症の人とともに築く総活躍のまち条例
10月	島根県浜田市	認知症の人にやさしいまちづくり条例
2020年4月	愛知県名古屋市	認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例
7月(予定)	滋賀県草津市	認知症があっても安心なまちづくり条例
10月(予定)	東京都世田谷区	認知症とともに生きる希望条例

2018年4月に全国で初めて条例を施行したのは愛知県大府市と兵庫県神戸市。大府市内では07年12月に認知症の高齢者がJR東海の線路内で列車事故に遭い、その賠償責任を巡って裁判が続いた。論議を呼んだこの事件を機に、同市は条例制定に乗り出した。

条例11条に基づき、自宅から出て行方不明になりかねない住民をあらかじめ登録する制度を設け、その登録者が無料で賠償責任保険に加入できる仕組みを創設。約2年後の現在、79人が保険に加入している。昨年5月に加入者が鉄道事故で亡くなり、同制度により保険会社が賠償金の支払いを検討中だ。

神戸市は賠償責任保険への加入制度に加えて、認知症の診断制度も条例に明記し、19年1月から導入した。対象は65歳以上だが、75歳以上の全住民に受診券を配布。診断で認知症と判定されると、賠償責任保険に加入できる。共に利用者の自己負担はない。

受診者は昨年11月末時点で1万3833人に上り、賠償保険の加入者は1月末時点で3884人。うち診断制度を経た受診者は1550人となっている。昨年5月に飲食店で加入者が席を汚したため約13万円の賠償金が支払われた事故が1件あった。

別に、同市独自の見舞金制度も設け、事故の際に支払う。他人の自転車を持ち帰って破損させた事故と、自宅でガラス戸を損傷した際に、それぞれ1万5000円、9000円が支払われた。

また、行方不明になった時に発見しやすい「GPS安心かけつけサービス」も始めた。利用料は月2000円で、出動時は3時間までは同市が負担する。1月末時点で106人が加入している。

こうした一連の事業の助成費を賄うため、19年から3年間、400円の市民税を新たに徴収。「認知症の人にとってのリスク要因を解消していくことが、やさしいまちづくりにつながる」と同市では話す。

条例を施行した自治体で最も小さいのが愛知県設楽町。人口約4700人だが、この4月に高齢化率は50%を超えた。山間地に集落が点在し、独居や老老世帯の後期高齢者が多い。

条例制定を機に認知症カフェ「寄ってみんカフェ」を特別養護老人ホームで始めた。同町が特養に運営を委託し、毎月第3水曜日に開く。参加料は無料で、40人近くが集まるという。

○ 認知症に当事者視点で取り組む、和歌山県御坊市「画期的な条例」の中身

「家族」という言葉が一つもない和歌山県御坊市が条例に込めた意味

各条例の中身をよく見ると、まず、「目的」と「基本理念」を掲げ、次に「役割」や「責務」を記しており、形式はよく似ている。ほとんどは「基本的な考え方をまとめた」としており、神戸市のような具体策の表記は異例だ。だが、認知症の当事者に対する目線がどこにあるかで、大きな違いが浮き彫りになる。

というのも、多くの条例では、「役割」や「責務」を果たす主語は、県や市、事業者、関係機関あるいは県民、市民となっている。「市は、…認知症に関する施策を総合的に推

進」(名古屋市、第4条)、「事業者は、……従業員に必要な教育を実施する」(島根県浜田市、第6条)などだ。いずれも、行政や事業者、住民などの目線から認知症の当事者にとのように対応すべきかが記されている。

だが、和歌山県御坊市の条例だけは、第5条の標題を「認知症の人の役割」とし、認知症の当事者が主語となっている。主役を認知症の当事者に据えた点が他の条例と一線を画す。

周囲から手助けされる認知症の人は、なかなか自分の思いを言い出せない。周囲も「世話される弱者」としか見ていない。ところがこの第5条の本文では、認知症の人は「自らの希望、思い及び気づいたことを、身近な人、市、関係機関等に発信するものとする」「自らの意思により社会参加及び社会参画する」と堂々と宣言している。この内容は、JDWGが唱える「認知症とともに生きる希望宣言」と重なる。

名古屋市は条例名を「認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例」と、「認知症の人」と「家族」を併記する。第12条でも「地域社会への参加」「ピアサポート」「認知症カフェ」の推進をうたい、その主語はいずれも「認知症の人および家族」としている。

愛知県や神戸市、大府市、設楽町、滋賀県草津市の条例本文でも「認知症の人とその家族」「認知症の人および家族」と併記し、「家族の意見」「家族の視点」を尊重すると書かれている。

ところが御坊市の条例には、「家族」の言葉が一つもない。なぜだろうか。同市では、「本人と家族を並べてしまうと、家族が本人を代弁しがちになる。本人の意思を損なうこともある」とする認知和当事者の考え方を取り入れたという。本人へのこだわりを徹している。この点でも、「自分が人生の主人公」と記すJDWGの「希望宣言」と同じ思いのようだ。

次ページ以降↓

<https://diamond.jp/articles/-/236005?page=4>

■ 認知症とともに生きる希望宣言

日本認知症本人ワーキンググループ(JDWG)は、2018年11月1日、厚生労働省内で記者会見を行い「認知症とともに生きる希望宣言」を表明した。

※また2019年1月、「認知症とともに生きる希望宣言」に基づいた「基本法に関する認知症の本人からの提案」を掲載した。

○ 認知症とともに生きる希望宣言

一足先に認知症になった私たちからすべての人たちへ

1. 自分自身がとらわれている常識の殻を破り、前を向いて生きていきます。
2. 自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。
3. 私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていきます。

す。

4. 自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。
5. 認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、暮らしやすいわがまちを、一緒につくっていきます。

「認知症とともに生きる希望宣言」リーフレットのダウンロード

http://www.jdwg.org/wp-content/uploads/2018/11/statement_leaflet.pdf